

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年8月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500061 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500032 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 38 年 12 月 26 日から昭和 39 年 5 月 1 日に訂正し、昭和 38 年 12 月から昭和 39 年 4 月までの標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 38 年 12 月 26 日から昭和 39 年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 38 年 12 月 26 日から昭和 39 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 12 月 26 日から昭和 39 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 38 年 12 月 26 日となっているが、B 社が保管していた失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失の原因となる事実のあった年月日は昭和 39 年 4 月 30 日と記載されている。

厚生年金保険の資格喪失日が誤っているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社が保管する請求者に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失の原因となる事実のあった年月日は昭和 39 年 4 月 30 日と記載されている上、同社の事業主は、自身は請求期間当時には勤務していなかったが、作業場が自宅の敷地内にあり、従業員の業務内容及び勤務形態は全て同じであった旨陳述していることから、請求者は、当該期間においては勤務形態の変更も無く、A 事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、前述の事業主は、請求期間頃の事務担当者は既に死亡しているが、生前に当該者から事務手続は適切に行っていたと聞かされていたことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたと考えられる旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における昭和 35 年 11 月の標準報酬月額の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の厚生年金保険料を社会保険事務所 (当時) に納付していた旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500116 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500034 号

第 1 結論

請求者の A 社 (適用事業所名称は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 43 年 11 月 2 日に、喪失年月日を昭和 44 年 4 月 1 日に訂正し、昭和 43 年 11 月の標準報酬月額を 1 万 4,000 円、同年 12 月及び昭和 44 年 1 月の標準報酬月額を 2 万円、同年 2 月の標準報酬月額を 1 万 8,000 円、同年 3 月の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 43 年 11 月 2 日から昭和 44 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 43 年 11 月 2 日から昭和 44 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 43 年 11 月 2 日から昭和 44 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A 社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

A 社における給与明細書を保管しており、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与明細書、請求者が請求期間直後に勤務した C 事業所が提出した請求者の前職歴が記載された資料、同僚の証言等から、請求者は、請求期間において、A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、昭和 43 年 11 月を 1 万 4,000 円、同年 12 月及び昭和 44 年 1 月を 2 万円、同年 2 月を 1 万 8,000 円、同年 3 月を 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡している上、元取締役は、当時の資料は残されていないため不明であると回答している。

しかしながら、昭和 43 年 11 月 2 日から昭和 44 年 4 月 1 日までの期間において、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所 (当時) が当

該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500096 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500033 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（当時、後のB事業所、現在はC事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 7 月 15 日から昭和 54 年 2 月 1 日まで

私は、A事業所が開業した昭和 53 年 8 月 1 日の 2 週間前の同年 7 月 15 日から同事業所に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 54 年 2 月 1 日と記録されている。

請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けているので、調査を行い、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、請求期間のうち昭和 53 年 8 月 1 日から昭和 54 年 2 月 1 日までの期間において、B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所記号簿によると、A事業所は、昭和 54 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間においては、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、請求者と同様に同事業所が開業したとする時期から勤務したとする複数の同僚は、給与明細書等の資料を所持しておらず、請求期間における厚生年金保険料の控除の事実を確認できない上、経理及びD事務を担当していたとする同僚は、同事業所は昭和 53 年 8 月 1 日に開業したものの、新規に開業した事業所であったため、厚生年金保険に加入できたのは昭和 54 年 2 月 1 日であった旨回答している。

さらに、C事業所は、当時の資料を保管しておらず、請求期間当時の事業主は、既に死亡しているため、当時の厚生年金保険に関する状況については不明である旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。